

第 1 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和5年2月10日(金)午後2時20分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員		4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(1名)	3番 横川 力 委員			
推進委員(6名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(2名)	16番 井坂 正昭 推進委員			
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第47号議案 農用地利用集積計画の決定について 第48号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報 告 事 項	第1号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について 第2号 水田の畑地変換届について 第3号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p>	事務局	<p>それでは只今より、令和4年度 第11回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号14番の河井勝重推進委員でございます。よろしくお願ひ致します。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p>
	河井推進委員 事務局	<p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願ひ致します。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p>
	長谷川会長 事務局	<p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は11人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が議長となります。では進行をお願ひ致します。</p> <p>それでは議長として会を進行させていただきます。</p> <p>本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	(議長)	<p>日程2、「議事録の署名委員の指名」についてを議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ご異議なしと云う風に認めます。それでは議事録署名委員には6番の谷岡委員、そして9番の清水武敏委員、両名の方にお願ひを致します。なお会議書記に於きましては、事務局にお願ひを致します。</p> <p>次に日程3、報告事項に移ります。報告事項第1号「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について」、このことについて説明をしてください。</p> <p>報告事項 第1号「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について」を説明します。</p>
<p>3 報告事項 第1号 農地法施行規則第29条第1号 に係る農地転用(2アール未満</p>	事務局	

<p>の農業用施設)の届出について</p>		<p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は2-1頁、資料1の1頁、2頁)</p> <p>番号1 届出人は、田後●●。土地の所在、大字田後——。地目は田ですが、現況は畑でございます。面積が252㎡。転用面積は14.08㎡で、サツマイモ貯蔵用のコンテナを設置するものがあります。</p> <p>本冊頁をめくって頂き2-1が航空写真による位置図であります。こちらは東田後の地域で、田後から長江に至る県道の道べり、県道に接する場所でございます。</p> <p>それから資料1の1頁目ですが、こちらは設置するコンテナの位置を図面に落とし込んだ公図でございます。それから資料1、頁をめくって頂き2頁がコンテナの寸法を記載した図面であります。</p> <p>番号1については以上でございます、本冊の2頁に戻って頂まして。</p> <p>(資料は2-2頁、資料1の3頁、4頁)</p> <p>番号2 届出人は、上浅津●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は田。面積は982㎡でございます、転用面積はその内14.80㎡で、農機の倉庫を増設するものであります。</p> <p>本冊頁をめくって頂き2-2が航空写真による位置図であります。図面の右側の方が上浅津の集落なんですけども。赤囲いをしている筆の北側、上側の方に建物の影が見えるかと思いますが、それが既存の農業用の倉庫でございますが、その隣に増設をすると云う計画でございます。</p> <p>資料1の方で、3頁目。資料1の3頁目に公図でございますが、公図に建物の位置を落とし込ませております。</p> <p>それから資料1、頁をめくって頂き4頁が建物構造図であります。波トタン葺、土間コンクリートと云う事で倉庫。</p> <p>報告事項第1号につきましては、以上であります。</p> <p>それでは次に、報告事項第2号「水田の畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>報告事項第2号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は3-1頁、資料1の5頁)</p> <p>番号1 届出人は、広島市西区●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は田。面積537㎡。</p>
<p>第2号 水田の畑地変換届について</p>	<p>議長 事務局</p>	

<p>第 3 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>こちらは普通畑として 70 cmの盛土を行うものであります。施工予定期間は議案書記載のとおりでございます。</p> <p>それから本冊頁をめくって頂き 3-1 が航空写真による位置図であります。旧北浜中学校の東側ですね。それで参考として資料 1 の 5 頁に公図を付けさせて頂いております。</p> <p>道べりで、実質盛土の高さは道に合わせる様な形になろうかと思えます。</p> <p>報告事項第 2 号につきましては、以上です。</p> <p>それでは次に報告事項第 3 号「賃貸借の解約等の通知について」、このことについて説明してください。</p> <p>報告事項 第 3 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類は、農地法。通知者 賃貸人は、はわい長瀬●●。賃借人は、はわい長瀬●●。土地の表示、はわい長瀬——。地目は畑。面積 1,125 m²で合意の成立日は令和 5 年 1 月 24 日、土地の引き渡し日も同日であります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。これにつきましては報告事項でございますので、皆さんご了承をお願い致します。</p> <p>なお、皆さんの方からお尋ね等がございましたら、挙手の上発言をしてください。どうぞ。それでは、無い様でございますので、以上で報告事項を終わります。</p>
<p>4 議事 議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p>	<p>次に日程 4、議事に移ります。</p> <p>議案第 47 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。</p> <p>なお本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。</p> <p>お諮りを致します。本案件につきましては議席番号 2 番の蔵本孝広委員、4 番の山上真治委員、5 番の私、長谷川、そして 10 番の尾川寛信委員の申請案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは議案第 47 号の審議が終わるまで、土海職務代理と議長を交</p>

	<p>土海職務代理(議長)</p>	<p>替致します。</p> <p>(蔵本委員、山上委員、長谷川委員、尾川委員 退室)</p> <p>【議長交替】</p> <p>それでは、議案第 47 号の審議が終わるまで議長を務めさせていただきます。もとらない議長ではありますが、よろしくお願ひします。</p> <p>議長交替前に決定しましたとおり、整理番号 4 番、8 番、10 番から 14 番、そして 18 番。この申請を先に審議することに致します。</p> <p>それでは該当される蔵本、山上、長谷川、尾川。以上 4 名の委員の方の退席を確認しましたので会を続行します。</p> <p>それでは事務局からの、総括説明をお願いします。</p> <p>議案第 47 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 5 年 2 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、5-1 頁から 5-4 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借人 14、貸人 32。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 8,259 m²、3 年以上 6 年未満が 22 件で 56,876 m²、6 年以上 10 年未満が 5 件で 10,749 m²であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 61,135 m²、転作田として利用が 3,280 m²、果樹園として利用が 3,949 m²、そして普通畑として利用が 7,520 m²。利用権設定面積率は 0.598%であります。</p> <p>各筆明細は、頁をめくって頂き 5-1 から 5-4 の整理番号 32 までが各筆明細でございます。</p> <p>今審議頂くのは、改めてですが、整理番号 4 番、8 番、10 番 11 番。それから頁をめくって頂き 5-3 の上から三つ、整理番号 12 番 13 番 14 番、そして中ほど 18 番。そこまでですね。この案件についてでございます。新規と更新それぞれございますけれども、ご覧頂いたとおりと云う事でよろしくお願ひします。</p> <p>説明は、簡単ですが以上です。</p>
	<p>事務局</p> <p>土海職務代理(議長)</p>	<p>それでは事務局からの、総括説明をお願いします。</p> <p>議案第 47 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 5 年 2 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、5-1 頁から 5-4 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借人 14、貸人 32。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 8,259 m²、3 年以上 6 年未満が 22 件で 56,876 m²、6 年以上 10 年未満が 5 件で 10,749 m²であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 61,135 m²、転作田として利用が 3,280 m²、果樹園として利用が 3,949 m²、そして普通畑として利用が 7,520 m²。利用権設定面積率は 0.598%であります。</p> <p>各筆明細は、頁をめくって頂き 5-1 から 5-4 の整理番号 32 までが各筆明細でございます。</p> <p>今審議頂くのは、改めてですが、整理番号 4 番、8 番、10 番 11 番。それから頁をめくって頂き 5-3 の上から三つ、整理番号 12 番 13 番 14 番、そして中ほど 18 番。そこまでですね。この案件についてでございます。新規と更新それぞれございますけれども、ご覧頂いたとおりと云う事でよろしくお願ひします。</p> <p>説明は、簡単ですが以上です。</p> <p>そうしますと、説明が終わりましたので、これより整理番号 4 番、8 番、10 番から 14 番、そして 18 番についての質疑を行います。皆さんの方から質疑がございましたら、よろしくお願ひ</p>

	<p>徳岡推進委員 土海職務代理(議長)</p> <p>徳岡推進委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員 土海職務代理(議長)</p>	<p>します。</p> <p>はい。</p> <p>はいどうぞ。徳岡推進委員。</p> <p>この4番のね、はわい長瀬の。これは●●ですか、■■ですか、利用権を設定する者。名前のことですね。</p> <p>はい。名前。</p> <p>お答えさせていただきます。これ、印刷が悪くてちょっと見難いんですけども■■さんです。■■ですね。</p> <p>はい。</p> <p>はい、分かりました</p> <p>その他、ありますでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、それでは質疑は無いものとして認めます。</p> <p>これより採決を行います。議案第47号の整理番号4番、8番、10番から14番、そして18番について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって整理番号4番、8番、10番から14番、そして18番については原案のとおり意見決定と致します。</p> <p>それでは退席しておられます蔵本さん、山上さん、長谷川さん、尾川さんの着席をお願い致します。</p> <p>(蔵本委員、山上委員、長谷川委員、尾川委員 着席)</p> <p>それでは、委員の方々が入室をしましたので審議を続行致します。</p> <p>次に議案第47号の整理番号、今お諮りを致しました整理番号4番、8番、10番から14番、そして18番。この案件以外の審議を行います。</p> <p>それでは説明を求めます。</p> <p>各筆明細の補足説明ですけども、本冊の5-4の一番最後、整理番号の31番と32番。</p> <p>こちらですね、中間管理事業で貸付けをするんですけども。一番右側に新規と云う風に書いてございますが、事実上これ実は令和4年12月31日で満了した契約を再び結び直すと云うものですけども。手続き上、間が空いてしまいましたので、更新と云う形ではなくて新規と云う風</p>
	<p>事務局</p>	<p>事務局</p>

<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区長会と広報ゆりはま 3 月号で委員会の改選に係る公募について周知 2 月 8 日開催の区長会に報告し、町報 3 月号での広報を予定している「農業委員会の改選」 「下限面積の廃止」に係る周知内容について ○ 女性の就農環境改善支援対策事業の公募開始のご案内 鳥取県農業会議から送付されたチラシを配布 <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和 4 年度第 11 回湯梨浜町農業委員会 定例総会を閉会と致します。ご苦労様でございました。</p> <p style="text-align: center;">（閉会 午後 3 時 5 0 分）</p>
-------------	-----------	---